

医工連携人材育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を支援し、労働者の職業の安定に資することを目的として兵庫県が定める「戦略産業雇用創造プロジェクト 先端医療・高度技術関連事業費補助」の補助対象である医工連携人材育成事業において、公益財団法人神戸国際医療交流財団（以下「補助事業者」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 医工連携人材育成事業費補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、補助事業者が行う事業のうち以下に掲げる事業とする。

- (1) 医療機器開発において必要不可欠な医学・工学・薬学等の基礎知識を学ぶ機会の提供
- (2) (1)の取組みの促進を目的とした調査及び情報収集
- (3) その他市長が適当と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金は、補助事業者が前条に掲げる事業を行うために必要な経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

2 前項に定める経費には、当該年度における第5条に定める交付決定を受ける前に要したものと含めることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審

査するとともに、必要に応じて現地調査等を実施し、適當と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者に送付するものとする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容または経費の配分の変更）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ医工連携人材育成事業費補助金にかかる補助事業の内容・経費の配分変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認には、必要に応じ条件を付しこれを変更することができる。

(補助事業の中止または廃止)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ医工連携人材育成事業費補助金にかかる補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

- 第9条 補助事業者は、第5条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第7号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

- 第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第9号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条の規定による補助事業の廃止届を提出し、市長の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日または当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、医工連携人材育成事業費補助金にかかる補助事業の実績報告書（様式第10号その1）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、翌会計年度の6月30日までに、医工連携人材育成事業費補助金にかかる補助事業の実績報告書（様式第10号その2）を市長に提出しなければならない。

(是正命令等)

- 第12条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。
- 2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、第 11 条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第 7 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 9 条第 2 項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第 12 号）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 13 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 17 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、または効用が増加した財産であって、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上のものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認にかかる財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を市に納付させることができる。
- 4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、または効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

(検査等)

第20条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年度において、医工連携人材育成事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の事業計画内容

別紙1のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助金交付申請額	金	円

3 補助事業の收支計画

別紙2のとおり

4 補助事業開始及び完了予定期日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

事業計画書

1. 補助事業の概要（事業内容の概要）

医工連携人材育成事業

2. 実施体制

3. 補助事業者の概要

補助事業者の概要	
名 称	
所 在 地	
設 立 年 月 日	
事 業 内 容	
代表者の役職及び指名	
連 絡 担 当 者	
連絡先 (T E L ・ F A X)	
Eメールアドレス	

様式第1号 別紙2

収支予算書

平成 年 月 日現

(単位:
円)

1. 収支概要

事業区分		予算額		摘要	
事業	内訳	収入	支出		
医工連携人材育成事業	(1)				
		小計	0	0	
	(2)				
		小計	0	0	
	(3)				
		小計	0	0	
	(4)				
		小計	0	0	
	(5)				
		小計	0	0	
医工連携人材育成事業 計			0	0	
収支			0	予算額の収入一支出	

補助金交付申請額

様式第2号（第5条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった医工連携人材育成事業費
補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通
知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請
のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載の
とおりとする。
- 4 補助事業者は、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

○交付要綱第7条第1項ただし書きに規定する軽微な内容の変更とは、次のいずれかに
定める場合をいう。

- ①補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合
- ②補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業
計画の細部の変更をする場合。ただし、以下のものを除く。
 - ・プロジェクトマネージャー、サブマネージャーまたはコーディネーターを変更す
る場合

○交付要綱第7条第1項ただし書きに規定する軽微な経費の配分の変更とは、次の場合
をいう。

- ・交付要綱第2条（1）～（3）の相互間において、それぞれの額の20パーセント以内
の経費の配分の変更である場合

別記様式（第5条関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつた医工連携人材育成事業費補助金について、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 金 円
(平成 年 月 付け 第 号による額の確定通知書)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

様式第3号（第7条関係）

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度
医工連携人材育成事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願い
たく医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

様式第3号 別紙

収支予算変更書

平成 年 月 日現
(単位:
円)

1. 収支概要

事業区分		予算額(変更前)		予算額(変更後)		摘要
事業	内訳	収入	支出(A)	収入	支出(B)	
医工連携人材育成事業	(1)					
		小計	0	0	0	
	(2)					
		小計	0	0	0	
(3)	(3)					
		小計	0	0	0	
	(4)					
		小計	0	0	0	
(5)	(5)					
		小計	0	0	0	
	医工連携人材育成事業 計	0	0	0	0	
	収支	0		0	0	収入一支出

補助金交付申請額

様式第4号（第8条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度
医工連携人材育成事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく医工
連携人材育成事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定期日 平成 年 月 日
中止予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式第5号（第7条関係）

補助金交付決定内容変更承認通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった、平成 年度医工連携人材育成事業費補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、平成 年 月 日付け第 号の医工連携人材育成事業費補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

様式第6号（第8条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付け 第 号で中止（廃止）申請のあった、平成 年度 医工連携人材育成事業費補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通 知します。

記

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第7号（第9条関係）

補助金変更交付申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度医工連携人材育成事業費の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので承認願いたく、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

以下、補助金交付申請書の様式に準じる。

様式第8号（第9条関係）

補助金交付決定変更通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった医工連携人材育成事業費補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

今回増（△減）額決定額 円

- 3 補助金交付の条件等については、上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号の医工連携人材育成事業費補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

様式第9号（第10条関係）

補助事業遂行困難状況報告書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度医工連携人材育成事業については、下記のとおり事業の遂行が困難となつたので、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書
(実施事業内容)

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度医工連携人材育成事業を下記のとおり実施したので、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第11条1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 実施内容

2 収支決算書
別紙のとおり

様式第10号その1 別紙

収支決算書

平成 年 月 日現

(単位:
円)

1. 収支概要

事業区分		決算額		摘要
事業	内訳	収入	支出	
医工連携人材育成事業	(1)			
	小計	0	0	
	(2)			
	小計	0	0	
	(3)			
	小計	0	0	
	(4)			
	小計	0	0	
	(5)			
	小計	0	0	
医工連携人材育成事業 計		0	0	
収支			0	予算額の収入ー支出

補助金交付申請額

様式第10号その2（第11条関係）

補助事業実績報告書
(就職者)

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度医工連携人材育成事業を下記のとおり実施したので、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第11条2項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 就職者名簿
別紙のとおり

医工連携人材育成事業 就職者名簿 (平成 年度)

注1) 就職者の実績については、当該年度中に事業を利用した企業による翌年度6月末時点までの新規雇用者数を計上

注2) 事業利用と明らかに関連がない雇用(定期採用や新卒採用等)については計上不可

様式第11号（第13条関係）

補助金額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 印

平成 年度医工連携人材育成事業費補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 確定額 金 円

様式第12号（第14条関係）

補 助 金 請 求 書

金 円也

ただし、平成 年度 医工連携人材育成事業費補助金

補助金確定額 円
今回請求額 円

＜根拠＞ 補助金交付決定通知 [第 年 月 号] (交付決定額と同額のとき)
平成 年 月 日
補助金交付決定変更通知 [第 年 月 号] (交付変更決定額と同額のとき)
平成 年 月 日
補助金確定通知 [第 年 月 号]
平成 年 月 日

上記のとおり、補助金を交付されたく、平成 年度医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

(添付書類)

様式第13号（第16条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった医工連携人材育成事業費
補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

(取消しの理由)

様式第14号（第20条関係）

財産処分承認申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長様

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年度医工連携人材育成事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、医工連携人材育成事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由